○関東地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月六日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
茅野市金沢字宮平四八三六番二から同市金沢字宮平四四七番三まで	前	一二・一〇～二六・六〇メートル	〇・〇六八キロメートル
	後	一二・三〇～二六・六〇メートル	〇・〇六八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月六日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
桶川市大字加納字原一五六〇番一から同市大字五丁台字上一五八番一まで	前	〇・〇〇～四四・四三メートル	〇・九四〇キロメートル
	後	二四・一五～四八・七九メートル	〇・九四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月六日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
桶川市大字上日出谷字弥勒二五三番一から北本市二ツ家三丁目二五四番地先まで	前	三二・七〇～九九・六五メートル	一・五三〇キロメートル
	後	三二・七〇～一一二・〇〇	一・五三〇

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月六日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十八号	京都市西京区大枝沓掛町七番六六から同市西京区大枝沓掛町一四番一七九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月六日

○四国地方整備局告示第十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、告示する。

平成二十四年二月六日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　登録番号

四国地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社　とくしま建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	石川　重次
変更後	富永　秀夫

(2)　変更年月日

平成二十四年二月一日

○九州地方整備局告示第二十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月六日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　登録番号

九州地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人福岡県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	安達　七子
変更後	渡辺　猛雄、迎　博次、関　友洋、鑓水　陽介、岩石　佳子、浦冨　喜益、國友　美雪、馬場**﨑**孝志、古賀　正治、上原　基寛、内田　理恵

(2)　変更年月日

平成二十四年二月一日